

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、宮古島市契約規則（平成 22 年規則第 4 号）第 6 条の規定に基づき公告する。

平成 30 年 10 月 2 日

宮古島市長 下地 敏彦

1 入札の目的

下崎地区にある港湾用地（都市機能用地）の一部及びその用地上の建物を一括して売却する。当該用地は、国際埠頭である下崎埠頭の背後地に、港湾計画に基づき造成された用地で、周辺には下水処理場や造船所等が隣接しており、また、港湾区域、臨港地区により建築物等について一定の規制があることを理解した上で、入札に参加する者を募集する。

2 売却対象物件（土地建物一括売却）

（1）土地

所 在 宮古島市平良字荷川取崎名原 645 番地 34
地 目 雑種地
地 積 3,286 m²
土地利用区分 都市機能用地
用途地域 準工業地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）、臨港地区

（2）建物

所 在 宮古島市平良字荷川取 645 番地 4
家屋番号 645 番 4 の 2
種 類 工場・事務所
構 造 鉄骨・ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 526.41 m²（現況：431.41 m²）

※敷地内には、登記された対象建物のほかに構築物（面積 36 m²）や船舶などの残置物が存する。船舶等の処理については、買受人が所有者と協議すること。

3 予定価格 35,000,000 円
入札保証金 1,750,000 円

4 売却の方法
一般競争入札

5 入札参加資格

- (1) 宮古島市内に事務所（本社・支店等）を置く者であること。
- (2) 宮古島市税に係る徴収金に滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 宮古島市暴力団排除条例に抵触する者でないこと。

6 入札参加申込期間及び提出書類

申込期間：平成30年10月2日（火）～平成30年10月16日（火）

提出書類

- (1) 登記事項に係る証明書（個人にあつては住民票抄本）
- (2) 完納証明書
- (3) 入札保証金領収証書
- (4) 預金通帳又は写し（入札保証金を返還する場合の口座確認のため）
- (5) 身分証明書（市発行のもの）
- (6) 誓約書

7 入札・開札の日時及び場所

- (1) 入札 平成30年11月1日（木） 午後2時～午後2時30分
- (2) 開札 入札時間終了後に即時開札
- (3) 場所 平良港ターミナルビル4階会議室

※入札当日は、入札者本人の印鑑（法人の代表者が入札する場合は代表者の印鑑）
代理人が入札する場合は、委任状及び代理人の印鑑をご持参下さい。

8 入札保証金の納付

入札者は、入札保証金を入札参加申し込み期間内に港湾課が発行する納入通知書を用いて指定金融機関で納付し、領収証書を港湾課に提出すること。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 参加資格のない者のした入札書
- (2) 同一人がした2以上の入札書
- (3) 入札者が連合した入札書
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 記名押印のない入札書
- (6) 金額を訂正した入札書
- (7) その他入札条件に違反して入札した入札書

10 再度の入札

開札の結果、予定価格以上の価格による入札者がいない場合は、再度入札をすることがあります。

11 落札者の決定方法

落札者は、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものとする。

落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

12 入札保証金の返還

入札保証金は、入札者が提出する請求書により指定口座に返還（振込）します。

この場合、返還までに2週間程度の期間を要します。ただし、入札保証金には利子は加算しません。

13 売買契約書の締結

落札者は、宮古島市契約規則に基づき、落札決定日から7日以内に売買契約を締結すること。また、契約を締結したときは、直ちに契約保証金（契約金額の100分の10に相当する金額）を納付すること。

14 売買代金の納付及び納付期限

売買代金は、売買契約締結後、港湾課が発行する納入通知書により、指定する期日までに指定金融機関に納付すること。

15 物件の引渡し

土地売買契約後、売買代金が納入されたことを確認した後に物件の引渡しを行う。なお、引渡しは現状有姿で行う。

16 権利移転に伴う費用

売却財産の権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。

17 その他

その他の詳細については、「宮古島市契約規則」、「宮古島市港湾用地等の処分に関する要領」による。

18 売却対象物件における建築物等に係る規制

臨港地区内における建築物その他構築物の規制に関し港湾法及び「宮古島市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」の適用を受ける。

港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等の規制に関し港湾法及び「宮古島市港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等の許可に関する条例」の適用を受ける。